

## 処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法

根 拠 条 項：第31条の6第2項第3号

処 分 の 概 要：受付所営業の廃止命令

原権者（委任先）：京都府公安委員会

法 令 の 定 め：法第31条の6第1項（処分移送通知書の送付）、第31条の3第2項、  
第28条第1項・第2項（受付所営業の禁止区域等）

処 分 基 準：別紙2のとおり

問 合 せ 先：生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係  
(電話 075-451-9111 内線3035)

備 考：